

## 議案第25号

### 令和5年度取手市国民健康保険事業特別会計予算

令和5年度取手市国民健康保険事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ10,561,958千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、500,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用
- (2) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和5年2月28日提出

取手市長 藤井信吾

## 第 1 表 歳入歳出予算

歳 入		(単位 千円)	
款	項	金	額
1 国 民 健 康 保 険 税			1,772,999
	1 国 民 健 康 保 険 税		1,772,999
2 使 用 料 及 び 手 数 料			1,500
	1 手 数 料		1,500
3 国 庫 支 出 金			1
	1 国 庫 補 助 金		1
4 県 支 出 金			7,149,800
	1 県 補 助 金		7,149,800
5 財 産 収 入			54
	1 財 産 運 用 収 入		54
6 繰 入 金			1,520,501
	1 他 会 計 繰 入 金		580,501
	2 基 金 繰 入 金		940,000
7 繰 越 金			40,000
	1 繰 越 金		40,000
8 諸 収 入			77,103
	1 延 滞 金 、 加 算 金 及 び 過 料		64,000
	2 預 金 利 子		1
	3 雑 入		13,102
歳 入	合 計		10,561,958

歳 出

(単位 千円)

款	項	金額
1 総務費		239,973
	1 総務管理費	175,204
	2 徴税費	63,621
	3 運営協議会費	433
	4 趣旨普及費	715
2 保険給付費		7,395,266
	1 療養諸費	6,455,073
	2 高額療養費	901,410
	3 移送費	170
	4 出産育児諸費	25,213
	5 葬祭諸費	11,000
	6 傷病手当諸費	2,400
3 国民健康保険事業費納付金		2,496,306
	1 国民健康保険事業費納付金	2,496,306
4 共同事業拠出金		5
	1 共同事業拠出金	5
5 保健事業費		250,436
	1 特定健康診査等事業費	142,392
	2 保健事業費	108,044
6 基金積立金		160,748
	1 基金積立金	160,748
7 諸支出金		14,224

(単位 千円)

款	項	金額
	1 償還金及び還付加算金	14,223
	2 繰出金	1
8 予備費		5,000
	1 予備費	5,000
歳出	合計	10,561,958

## 第 2 表 債務負担行為

(単位 千円)

事項	期間	限度額
特定保健指導業務委託（令和5年度）	令和5年度から 令和6年度まで	特定保健指導業務委託に係る1人当たりの 単価に保健指導実施人数を乗じて得た額の うち、令和6年度の支出額